

第二十八回国会
衆議院

建設委員會議録第十六号

昭和三十三年三月二十日(木曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 西村 直己君

理事 内海 安吉君 理事 大高 康君

理事 荻野 豊平君 理事 久野 忠治君

理事 前田 榮之助君 理事 三鍋 義三君

理事 逢澤 寛君 池田 清志君

薩摩 雄次君 德安 實藏君

廣瀬 正雄君 井谷 正吉君

井手 以誠君 中島 巖君

出席政府委員

農林政務次官 瀬戸山 三男君

建設政務次官 堀内 一雄君

建設技官 山本 三郎君

(河川局長)

委員外の出席者

総務府事務官

自治庁財政官

局財政課長

大蔵事務官

(主計官)

農林事務官

(農地局参事官)

建設事務官

(河川局長)

建設事務官

川局水政課長

建設技官(河川局砂防課長)

専門員

山口 乾治君

三月十九日

委員 池田清志君及び渡邊惣藏君辭任につき、その補欠として野依秀市君及び西尾末廣君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員 野依秀市君辭任につき、その補欠として池田清志君が議長の指名で委員に選任された。

三月十九日

二級国道小樽江差線島牧地区の整備等に関する請願(正木清君紹介)(第二二〇号)

宅地建物取引業法の一部改正に関する請願(廣瀬正雄君紹介)(第二一三二号)

秩父万場線道路建設促進に関する請願(荒船清十郎君紹介)(第二一七五号)

の審査を本委員会に付託された。

三月十八日

木地山ダム工事着工に関する陳情書(山形県議會議長加藤富之助)(第六七五号)

中小河川改修事業費増額に関する陳情書(山形県議會議長加藤富之助)(第六七六号)

高速自動車道路と一級国道八号線の連結施設増設に関する陳情書(福井県知事羽根盛一外二名)(第六七七号)

二級国道松山高知間の一級国道昇格等に関する陳情書(高知県議會議長島中芳雄)(第六七八号)

那珂川改修工事促進等に関する陳情書(水戸市長山本敏雄)(第六七九号)

嘉瀬川改修工事費確保に関する陳情書(佐賀県議會議長山下徳夫)(第六八〇号)

中宇和島宿毛間の道路拡張等に関する陳情書(愛媛県町村議會議長会長

柳原金五郎)(第七五二号)

国道小浜新湯線建設促進に関する陳情書(福島県石川地方町村議會議長會長大竹謙蔵)(第七五四号)

伊勢神トンネル改築に関する陳情書(愛知県議會議長石原一郎)(第七五八号)

中高層耐火建築物等建設資金融資算増額に関する陳情書(東京都中央区銀座西三の二社団法人都市不燃化同盟會長高橋龍太郎)(第七五九号)

川俣ダム建設促進に関する陳情書(栃木県知事小川喜一)(第七六〇号)

大陸旋風災害対策に関する陳情書(山形市長大久保伝蔵外一名)(第七六一号)

四国地区内国道改修整備に関する陳情書(愛媛県町村議會議長會長柳原金五郎)(第七六二号)

大和田、三里塚間新道路舗装促進に関する陳情書(東京都千代田区丸の内二の二大和田、成田三里塚間新道路舗装促進同盟委員長栗林友二外五十名)(第七六三三三)

を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

地すべり等防止法案(内閣提出第七六号)

地すべり等による災害の防止等に関する法律案(井手以誠君外二十五名提出、衆法第一号)

〇西村委員長 これより會議を開き

ます。

地すべり等防止法案、地すべり等による災害の防止等に関する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。前会に引き継ぎ質疑を行います。井手以誠君。

〇井手委員 農林政務次官に一言お尋ねをいたします。

政府提出の地すべり等防止法案によりますれば、地すべり地帯における農村関係の事業に対しては、関連事業として比較的私に軽く取り扱ってあるような印象を受けておるのであります。従来、農林省では土地利用計画として、その地帯内における住民がほとんど農家であるという立場から、その地すべり地帯の農地を活用するという意味と、家屋を移転する農家の、たとえば集团的に移転する場合に、新しい部落の建設を奨励するという立場に立つておったと私は承知をいたしておりますが、原案によりますれば、ただ防止工事を地元市町村にやらせる、あるいは家屋移転を計画させる。その地元市町村における家屋移転計画が果たして効果があるかどうかについては、先日十分質問いたしましたので、今日はその点については触れませんけれども、移転する農家が、移転する前後数年間は、ほとんど収入がない、移転のいろいろな問題について忙殺される、そういうことを考えますならば、この農家が移転しやすいように、移転しましても住民として生活が安定できるように、さらに農業経営が成り

立つように、そういうあたたい援護あるいは援助をいろんな面においてやるべきではないかと私は考えておりますが、そういったことがほとんどこの原案には抜けておるのであります。先日事務当局からは、自作農創設維持資金も援助しよう、あるいは何もしてやりましょうという話がありました。しかし、かりにそういうものを考えなすつておるとするならば、当然そういうものをやろうという助成規定でありますか、あるいは訓示規定でございませうか、そういったものと積極的な内容を盛るべきものであると私は存じておるのであります。比較的農業経営について、この地すべり等防止法案に盛り込んでいない点、この点を政務次官にお尋ねをいたしたいのであります。

〇瀬戸山政府委員 申し上げます。地すべり対策の法律案は、いわゆる地すべりに対する予防措置を講じまして、地すべりによる災害を未然に防ぐ対策をやるのが根本のねらいであります。その際、防止措置をするが、しかしところによっては防止対策の一つとして家屋の移転あるいは農耕地を移転しなければならぬ、こういう場合が起り得ることを予想して関連事業等の規定を設けておるわけでありまして、今お話のように、農業関係について積極的な規定がないじゃないか、こういうお話であります。法律の案文といたしまして表面に表れておるところは、そういう懸念ももつともであります。し

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

〇西村委員長 これより會議を開き

かしながら地すべりによる対策の農業関係は、この法律だけで解決ができるとは私も考えておられないのでありまして、この対策に際して、あるいは農耕地の移転をしなければならぬ、あるいは家屋の移転をしなければならぬという場合には、御承知の通りにそれぞれ関係の法律あるいは制度によってできるだけの救済をしなければならぬ、こういう建前をとっておりますので、この法律自体についてはそこまで規定をいたしておらない、こういうことであります。

○井手委員 政務次官の言われるいろいろな事項をお考えになっておられるならば、少くとも訓示規定ぐらいは私は加えるべきものであったと存ずるのであります。いろいろな援護措置にいたしましても、十分な予算措置ではございません。これは政務次官よく御存じの通りであります。少いものを全国で分け合っているのを、どうして地すべり地帯に多く重点的に配分ができませんか。もしそういういろいろな用意があるとするならば、これを優先的に、重点的に確保するというねらいをこの法案に私は盛るべきであつたと存ずるがゆえに先刻申し上げておるわけでありませう。なおこの点については与党の皆さんといろいろ御相談いたしたいと考へておりますが、関係住民がほとんど農家であるという立場を考へますならば、これでは私は足りないと思ふ。その点については私は強く不満の意を表しておくものであります。これらの点は何回も私申し上げましたから、これ以上は申し上げません。この法案の結論がどうなりますか、いずれにいたしましてもこれを実施する場合

には、農業経営が成り立つように、たとえば集団的に入植の問題も起るであらう、家屋移転の場合において土地の取得の問題も出てくるであらう、放棄される農地の国の賠償というような問題も起きてくるであらう、海外移住の問題も出てくるであらう、いろいろな措置が私は生じてくると思つております。自分の不注意であるとか、あるいは農業経営が悪いためにということではなくして、第三紀層の地下水による地すべり、こういう地帯に置かれてある住民の気の毒な立場を援護するためにあつたかき血の通つた行政措置をやつてもらいますように、特に私はこの際お願いを申し上げておく次第であります。

○瀬戸山政務委員 お説の通りでありまして、御存じの通りに地すべり地帯を指定いたしまして、それに対する対策は各省が関係いたしますが、これは総合的に計画を立てます。総合的に計画を立てまして、農林省関係にいたしましては農耕地、農業経営に關するものでありますから、その計画を実施しますについては重点的に配慮をする、これは当然のことと考へておりますから、御了承願ひたいと思ひます。

○井手委員 大蔵当局に最後にお尋ねをいたしたいと思ひますが、松永さんは前回もお見えになつて、私の考へた一部はお聞きになつたことだと思つております。どの法案を作る場合にも主務省の考へと出る法案とはいふまでもあるのであります。これはもちろん国家財政の立場がありますからやむを得ないときもあろうかと考へておりますが、特にこの法案を見て参ります場合に、予想される大災害を緊急に防止

しようというこの防止法案に対してあまりにも予算措置が薄いではないか、こういう印象を深くするものであります。御存じでもありませんが、緊急に五カ年間に五十億に上る地すべり対策をしなければならぬのに、刻々地すべりをしている、ここで私も審議している間にも家屋移転をやつていくというこの事態に対して、わずか二億とか三億の初年度の予算措置では私はきつめて不足であると思ひます。特に私が不満に思つておりますのは、先般も申し上げましたように、場合によつては地すべり防止対策の中心ともいふべき家屋移転の対策としては、政府の対策が足りないと思ふ。農家はほとんど現金の余裕がございません。資金の余裕がございません。もちろん土地に対する愛着もありまして、執着もございまして、刻々に地すべりする。自分の農地がくずれていくのを目の前にしながら移転できないというのは、やはり移転する費用がないことではあります。金を借りましても高い利子を払わなければならぬ、借りたものは利子をつけて返さなければならぬ。私も現地に参りまして一番痛切に感じましたことは、家屋移転に対する助成あるいは融資の措置を大幅にやつてもらうこと、これがなくてはほんとうに地すべり対策の効果は発揮できないと私も痛切に感じております。

そこでお尋ねしたいことは、この地すべりに対してどうして二割か三割程度の家屋移転に対する助成措置しか講ぜられなかつたのか。農林省にも建設省にも最初の案にありまして家屋移転の勧告がずっと後退して、地元市町村の移転計画による関連事業計画により

作られたものによつて移転されるものに融資しようというので、ずっと後退して参つております。勧告ができませんから、自主的な地元元の計画に基いたものに融資しようというものが下つております。この家屋移転に助成されない理由、その点を承わりたいのであります。

○松永説明員 御質問の二つの点でございますが、まず第一に事業費が三十三年度の予算として不足ではないかという御質問でございます。これにつきましては私たちが現在必ずしもこの予算をもつて十分とは考へてはおりません。昨年の災害から地すべりというものが非常に大きくクローズ・アップされて、これに対する何らかの確固たる対策を立てなければならぬということが論議されて、法案の形にもなつたわけでありまして、一方予算にいたしましては三十三年度の予算に比しまして、砂防の中に入つておつた地すべりの予算、それから治山の中に入つておつた地すべりの予算も、ともに大体昨年の五割増しという増額はいたしましたのであります。しかしそれでも現在予想される地すべり対策としてはなお十分であらうというふうに考へております。これは今後この地すべりの防止等の法律が施行されて、これに基く指定その他の措置が順次進行いたしますに伴つて、逐次これの対策を確立していききたい、そのための予算を今後考へていききたい、かように考へております。

次は第二点の、家屋の補助をなぜ設けなかつたかという点でございますが、従来國が補助するという場合に、その補助がどういふ経済的効果を持つ

かという点、すなわち補助政策としての意義をどの程度持ち得るかという点、それからその補助する対象が一般公共の利益の増進ということになるか、個人の財産に対する補償になるかという点が非常に考へ方のポイントになるわけでございます。今回の地すべり移転のための家屋の補助というものは、個人財産に対する補助ということになりますので、この点は非常に厳格に考へていかなければならないのではないかと。一般の道路とかあるいは河川の補助という点とは、その点は若干趣きを異にしてゐる。特にこの家屋の補助というものは、本人がそこに住んでおることは非常に危険に瀕する、むしろ本人を安全なところに移転することに伴う本人自身の利益がそこにある。だから國としてもそういうことを勧奨していききたい。公共の一般の利益のためになるような道路あるいは河川というものとは違ふ。なお昨年から始まりました災害復興住宅の融資制度、これと均衡ということも考へてみなければならぬ。昨年の災害に、現実に災害を受けて家を失つたという人に対しては、現在補助は行わないで、昨年から特別に住宅金融公庫の融資の制度を開いたわけでございます。低金利の住宅資金を供給するという道を開きましたのでございますが、地すべりの今回の移転をされる方々にも、この災害復興住宅の融資と同様の融資の道を開くというところで、十分その目的を達し得る、またそれが妥当であらう、こういう判断に基いたものでございます。

○井手委員 住宅金融公庫の融資で十分である、妥当であるという見解に対して、私は反対します。大蔵省は、た

と農家ですが、農家が金を借りて移転をしなくてはならぬ、利子を払わなくてはならぬ、その前後数年間はほとんど収入がない、そういうものに對して利子を払わせるということです。これくらいは、補助はできなくても、利子の補給くらいは御用意になるお考えはないのですか。

○松永説明員 先ほど融資ペースで考えるということは、利子もその本人が負担するというのが当然なことだと考えております。

○井手委員 重ねてお伺いいたしますが、政策の面は別にいたしますが、實際問題としてそういう農家が、一年たてし三年の措置期間を経て、年々償還しなくてはならぬ、しかも原案によりますと、住宅金融公庫と一方では農林漁業金融公庫、両方に違った利率で払わなくてはならぬ、そういう利子を払うということが實際問題としてできるのでしょうか。

○松永説明員 これは先ほど申し上げました通り、個人財産に対する補助ということは、非常に制限して考えるという考え方をとっております。災害の復興住宅につきましても、その資金を借り受けた人間が、その利子を払う責任になっております。それと同様に、この場合にもその利子は本人が払うという建前にいたしております。利子につきましても、住宅金融公庫の融資を考えるということは、結局利子の面も一般の利子よりはもちろん非常に低利の利子になっているわけであります。

○井手委員 地すべり地帯の關係府県においては、条例によって融資をするようになっていますが、その場合に最も限り市町村が折半、あるいはその

他の比率によって利子を補給してやるわけでありませう。この利子を補給するという考えそのものが、関係住民には利子を負担する能力がないという見通しから、そういう措置をやっておるのではありません。現地の府県なり市町村がそういう建前をとっておるならば、大蔵省よりもっと実態をよく知っておる府県の市町村がそういう対策をとっておるならば、当然中央においても利子補給ぐらいは考えるべきじゃないですか。理屈ばかりでは割り切れなれないと思ふます。災害があつた場合でもこうだといふお話をあります。災害よりずっと下にお考えになつてゐる。しかしこの地すべりというものは、決して災害より下にお考えのべきものではないのです。一たん地すべりが起つて参りますと、関係住民が全部、住宅なんかは土の中に埋まつてしまふのです。一瞬にしてなくなつてしまふのです。水かさがかんたふえてきて、そのうちに移転とかなんとかできるような洪水より、その被害、被害というものはもつとひどいのです。しかも予想されぬものです。しかも地すべり工事をやれば国土保全にも役立つというものです。そういうものを災害よりもずっと下の方に簡易にお考えになつてゐる。その点私どもは非常に不満であります。災害でもこの程度だから地すべりはもつと下でもないじゃないかといふお考え、そこが私は不満です。その点について一つ災害との関係、それから地元市町村なり府県がやつてゐる利子補給、その点についてどうお考えになつておるか。政府は融資をする、しかし利子まではやらないから利子補給については

地元で考へてくれといふお考えなのか。そんなものは個人の財産だからあまり関係せぬでもないぞといふお考えですか。

○松永説明員 第一点の、災害復興住宅よりも下に見てゐるのではないかと御意見でございますが、必ずしも災害復興住宅よりも下に見るわけでもございませぬ。現実の取扱いの条件は大體これに準じてある。すなわち均衡を考へてゐる。のみならず、災害復興住宅の場合には一戸当りの坪数が約九坪ぐらゐになつておるかと思ひますが、この地すべりの場合には十五坪といふことで、実際にある住宅を移転するといふ現状を考慮いたしまして、相当坪数もふやしておるという実情でございます。従つて災害よりも特にこれを下に見るということとは別にいたしてございせん。ただ、均衡をはかるという点から次は利子補給につきましては、各県が条例によつてなしてゐる実情も承知してあります。事案地すべりの移転のために非常に気の毒な方々がおられることもよくわかつておりますが、しかしながら気の毒な人だから国が全部に對して利子の補助をやるかどうかといふことは、また別の問題であらうかと思ひます。特に地元の市町村なりあるいは地方公共団体、隣保精神と申しますか、その地方の気の毒な人の、そういうものをやられるといふことについて、国がどういふ立場ではございませぬが、国としては利子の補助をやらなければならぬかといふ点、は、やはり融資制度で見る建前上、補助は考へない、こういう考へ方であり

でございます。大蔵省にはいろいろ申し上げたいのですが、時間の都合もありますから、あと一点程度でとめておきます。この法律は四月一日から実施するようになっております。ところがこの法案が作られる動機というものは、先刻も御答弁があつたように、昨年の大災害を動機としたものと私は考へております。その場合に考へますことは、昨年の地すべりに對する措置、特に家屋移転に對する融資また現に地すべりが進行いたしましたために家屋移転を行なつておる地区に對して、先日委員会におきましては、なるべく早く関連事業計画を立てさせて適用したい、こういうふうな建設省ではお話しになつておりますが、さかのほつて昨年の被害者にもこれを適用なさるお考えはないのか。もちろん原則としてはさかのほらないのが建前でありませうけれども、災害の場合には逆にさかのほつておるのが常例であります。従来特別な災害がありませう場合には特別立法をいたしまして、そしてすでに起つた災害に適用するといふ建前になつております。従つてこの法案が成立いたしましたのは、昨年の六月で、すか、七月ですか、あの佐賀県伊万里市における大災害に適用なさるのか、そういう御意思があらうのかどうか、その点をお伺ひしたい。

○松永説明員 この法律は、移転の問題について考へてみますと、関連事業計画に基く住家屋の移転とか除却について適用することになるわけでございますから、昨年の災害によつて、すでにどこかに、自分の資金なりあるいは何かの都合をつけられて移転されておられるという方には、もちろん災害復興

連計画に計画化されてこないだらう。しかし災害を受けられて、そこに割立小屋とか建てられて、まだ住まわれておる、そういうふうな方について、この関連事業計画が立てられた場合には、おそらくそういうものも含まれて立てられるでございませうから、そういうものにつきましては、この法律がもつと適用になり、これに伴う融資の措置といふことははかられるわけでございます。要は、その地すべり関連事業計画の作り方といふものにかかつてございませう。ただ法律自体の建前としては、先ほど申し上げましたように、適用は漸及しないといふ建前でございませうが、實際の問題としては、今のような事業計画の立て方によつて、相当救済されるという実情になるのではないかと思ひます。

○井手委員 その点はそれで了解いたしました。建設省もよく忘れないようにしてもらいたいと思ひます。きょうはめずらしく大蔵省がはつきりしたことを言われて、私は敬意を表します。しかしいすれにいたしましても、地すべり防止対策に對する措置は、私は不十分であるといふ考へには變りはないでございませぬ。

もう一つ伺ひますが、最初の日に私伺ひました、ボタ山の付近にある家屋の移転、これについては関連事業計画から抜けておりますが、これを加えるような、その後のお考えの進捗はありませんでしたでしょうか。

○山本(三)政府委員 それにつきましてはいろいろ研究しましたし、現在におきましても、実はボタ山につきましては、すでに今積み終つておるボタ山

でございます。建設省等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

○井手委員 それは私は片手落ちだと思つております。私の見聞したところでは、鉱業権者の不明なボタ山の山下にある家屋がかなりあります。大雨が降らなくても、次々にくずれており、非常に危険に瀕してあります。せつかくこういう法律ができましたならば、かねての懸案であるボタ山の地すべり防止措置についても、同様な対策を講ずべきであるといふことを、特に申し上げておきたいのであります。

以上で私は質問を終わりますが、先刻来申し上げましたように、不備欠陥が非常に多い。この点は、主管省の建設、農林においても十分認められておるのではありません。ただ、建設大臣が二回にわたつて御答弁なさつたように、ともかくもこの法案が提出されるに至つたことは、対策の第一歩だ、前進だ、こういうことに私は特に理解をいたしておきたい次第でございませう。しかし、近々に五十億の工事をやらなければなら

でございまして、鉱業権者等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

○井手委員 それは私は片手落ちだと思つております。私の見聞したところでは、鉱業権者の不明なボタ山の山下にある家屋がかなりあります。大雨が降らなくても、次々にくずれており、非常に危険に瀕してあります。せつかくこういう法律ができましたならば、かねての懸案であるボタ山の地すべり防止措置についても、同様な対策を講ずべきであるといふことを、特に申し上げておきたいのであります。

以上で私は質問を終わりますが、先刻来申し上げましたように、不備欠陥が非常に多い。この点は、主管省の建設、農林においても十分認められておるのではありません。ただ、建設大臣が二回にわたつて御答弁なさつたように、ともかくもこの法案が提出されるに至つたことは、対策の第一歩だ、前進だ、こういうことに私は特に理解をいたしておきたい次第でございませう。しかし、近々に五十億の工事をやらなければなら

でございまして、鉱業権者等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

○井手委員 それは私は片手落ちだと思つております。私の見聞したところでは、鉱業権者の不明なボタ山の山下にある家屋がかなりあります。大雨が降らなくても、次々にくずれており、非常に危険に瀕してあります。せつかくこういう法律ができましたならば、かねての懸案であるボタ山の地すべり防止措置についても、同様な対策を講ずべきであるといふことを、特に申し上げておきたいのであります。

以上で私は質問を終わりますが、先刻来申し上げましたように、不備欠陥が非常に多い。この点は、主管省の建設、農林においても十分認められておるのではありません。ただ、建設大臣が二回にわたつて御答弁なさつたように、ともかくもこの法案が提出されるに至つたことは、対策の第一歩だ、前進だ、こういうことに私は特に理解をいたしておきたい次第でございませう。しかし、近々に五十億の工事をやらなければなら

でございまして、鉱業権者等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

○井手委員 それは私は片手落ちだと思つております。私の見聞したところでは、鉱業権者の不明なボタ山の山下にある家屋がかなりあります。大雨が降らなくても、次々にくずれており、非常に危険に瀕してあります。せつかくこういう法律ができましたならば、かねての懸案であるボタ山の地すべり防止措置についても、同様な対策を講ずべきであるといふことを、特に申し上げておきたいのであります。

以上で私は質問を終わりますが、先刻来申し上げましたように、不備欠陥が非常に多い。この点は、主管省の建設、農林においても十分認められておるのではありません。ただ、建設大臣が二回にわたつて御答弁なさつたように、ともかくもこの法案が提出されるに至つたことは、対策の第一歩だ、前進だ、こういうことに私は特に理解をいたしておきたい次第でございませう。しかし、近々に五十億の工事をやらなければなら

でございまして、鉱業権者等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

○井手委員 それは私は片手落ちだと思つております。私の見聞したところでは、鉱業権者の不明なボタ山の山下にある家屋がかなりあります。大雨が降らなくても、次々にくずれており、非常に危険に瀕してあります。せつかくこういう法律ができましたならば、かねての懸案であるボタ山の地すべり防止措置についても、同様な対策を講ずべきであるといふことを、特に申し上げておきたいのであります。

以上で私は質問を終わりますが、先刻来申し上げましたように、不備欠陥が非常に多い。この点は、主管省の建設、農林においても十分認められておるのではありません。ただ、建設大臣が二回にわたつて御答弁なさつたように、ともかくもこの法案が提出されるに至つたことは、対策の第一歩だ、前進だ、こういうことに私は特に理解をいたしておきたい次第でございませう。しかし、近々に五十億の工事をやらなければなら

でございまして、鉱業権者等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

以上で私は質問を終わりますが、先刻来申し上げましたように、不備欠陥が非常に多い。この点は、主管省の建設、農林においても十分認められておるのではありません。ただ、建設大臣が二回にわたつて御答弁なさつたように、ともかくもこの法案が提出されるに至つたことは、対策の第一歩だ、前進だ、こういうことに私は特に理解をいたしておきたい次第でございませう。しかし、近々に五十億の工事をやらなければなら

でございまして、鉱業権者等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

○井手委員 それは私は片手落ちだと思つております。私の見聞したところでは、鉱業権者の不明なボタ山の山下にある家屋がかなりあります。大雨が降らなくても、次々にくずれており、非常に危険に瀕してあります。せつかくこういう法律ができましたならば、かねての懸案であるボタ山の地すべり防止措置についても、同様な対策を講ずべきであるといふことを、特に申し上げておきたいのであります。

以上で私は質問を終わりますが、先刻来申し上げましたように、不備欠陥が非常に多い。この点は、主管省の建設、農林においても十分認められておるのではありません。ただ、建設大臣が二回にわたつて御答弁なさつたように、ともかくもこの法案が提出されるに至つたことは、対策の第一歩だ、前進だ、こういうことに私は特に理解をいたしておきたい次第でございませう。しかし、近々に五十億の工事をやらなければなら

でございまして、鉱業権者等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

以上で私は質問を終わりますが、先刻来申し上げましたように、不備欠陥が非常に多い。この点は、主管省の建設、農林においても十分認められておるのではありません。ただ、建設大臣が二回にわたつて御答弁なさつたように、ともかくもこの法案が提出されるに至つたことは、対策の第一歩だ、前進だ、こういうことに私は特に理解をいたしておきたい次第でございませう。しかし、近々に五十億の工事をやらなければなら

でございまして、鉱業権者等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

○井手委員 それは私は片手落ちだと思つております。私の見聞したところでは、鉱業権者の不明なボタ山の山下にある家屋がかなりあります。大雨が降らなくても、次々にくずれており、非常に危険に瀕してあります。せつかくこういう法律ができましたならば、かねての懸案であるボタ山の地すべり防止措置についても、同様な対策を講ずべきであるといふことを、特に申し上げておきたいのであります。

以上で私は質問を終わりますが、先刻来申し上げましたように、不備欠陥が非常に多い。この点は、主管省の建設、農林においても十分認められておるのではありません。ただ、建設大臣が二回にわたつて御答弁なさつたように、ともかくもこの法案が提出されるに至つたことは、対策の第一歩だ、前進だ、こういうことに私は特に理解をいたしておきたい次第でございませう。しかし、近々に五十億の工事をやらなければなら

でございまして、鉱業権者等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

以上で私は質問を終わりますが、先刻来申し上げましたように、不備欠陥が非常に多い。この点は、主管省の建設、農林においても十分認められておるのではありません。ただ、建設大臣が二回にわたつて御答弁なさつたように、ともかくもこの法案が提出されるに至つたことは、対策の第一歩だ、前進だ、こういうことに私は特に理解をいたしておきたい次第でございませう。しかし、近々に五十億の工事をやらなければなら

でございまして、鉱業権者等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

○井手委員 それは私は片手落ちだと思つております。私の見聞したところでは、鉱業権者の不明なボタ山の山下にある家屋がかなりあります。大雨が降らなくても、次々にくずれており、非常に危険に瀕してあります。せつかくこういう法律ができましたならば、かねての懸案であるボタ山の地すべり防止措置についても、同様な対策を講ずべきであるといふことを、特に申し上げておきたいのであります。

以上で私は質問を終わりますが、先刻来申し上げましたように、不備欠陥が非常に多い。この点は、主管省の建設、農林においても十分認められておるのではありません。ただ、建設大臣が二回にわたつて御答弁なさつたように、ともかくもこの法案が提出されるに至つたことは、対策の第一歩だ、前進だ、こういうことに私は特に理解をいたしておきたい次第でございませう。しかし、近々に五十億の工事をやらなければなら

でございまして、鉱業権者等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

以上で私は質問を終わりますが、先刻来申し上げましたように、不備欠陥が非常に多い。この点は、主管省の建設、農林においても十分認められておるのではありません。ただ、建設大臣が二回にわたつて御答弁なさつたように、ともかくもこの法案が提出されるに至つたことは、対策の第一歩だ、前進だ、こういうことに私は特に理解をいたしておきたい次第でございませう。しかし、近々に五十億の工事をやらなければなら

でございまして、鉱業権者等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

○井手委員 それは私は片手落ちだと思つております。私の見聞したところでは、鉱業権者の不明なボタ山の山下にある家屋がかなりあります。大雨が降らなくても、次々にくずれており、非常に危険に瀕してあります。せつかくこういう法律ができましたならば、かねての懸案であるボタ山の地すべり防止措置についても、同様な対策を講ずべきであるといふことを、特に申し上げておきたいのであります。

以上で私は質問を終わりますが、先刻来申し上げましたように、不備欠陥が非常に多い。この点は、主管省の建設、農林においても十分認められておるのではありません。ただ、建設大臣が二回にわたつて御答弁なさつたように、ともかくもこの法案が提出されるに至つたことは、対策の第一歩だ、前進だ、こういうことに私は特に理解をいたしておきたい次第でございませう。しかし、近々に五十億の工事をやらなければなら

でございまして、鉱業権者等が当然処置すべきものは除いてございまして、それ以外のものを扱つてございませうが、それらについては、該当する住宅なり農地等の問題が非常に少ない。しかも地すべりに比しまして、そのくずれ方が、今取り上げようとするものにつきましては、おぼろげにほくずれるようなものでございまして、これを長く放置しておきますと、川等に非常に影響がございませうけれども、農地とか家屋の問題については、的確にすぐ関連事業計画を立ててやるといふようなものは非常に少ないという観点から、現在のところボタ山につきましては、そういう措置をとる必要がないというように考へております。

らぬ地すべり防止対策、刻々に危険の迫っておる現地の模様を考えますと、この法案のままでは、緊急対策としてはなお不備でありますので、その点については、すでに問題点を数点指摘をいたしました。が、与党の皆さんもお聞き及びだと思えますから、さらに検討をしていただきたいと思います。以上で私は質問を終わります。

○大高委員長代理 次会は公報をもってお知らせすることとしたし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十六分散会

昭和三十三年三月二十五日印刷

昭和三十三年三月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局